## 消費生活情報メール 第43号



くらしの

大人への一歩を踏み出す前に 知っておこう! 契約のコト









2022年4月)2022年成功30世纪

### 今までの18歳 未成年

社会経験の少ない20歳未満の未成年者が 親の同意を得ないで契約した場合、原則として **契約を取り消す**ことができます。

(例) 親に内緒で10万円の化粧品セットを契約した場合

親の同意がない契約は 取り消せる (法律で保護されている)



- ★ただし、次の場合は取消しができません
- ●お小遣いの範囲の少額な契約の場合
- ●自分が成人であると偽って契約した場合
- ●結婚している場合 など

# これからの18歳 新成人

成年年齢が18歳になると、18歳、19歳の人は 親の同意なく、**一人で様々な契約ができる**ようになります。 (例) ●スマホを購入する

- ●クレジットカードを作る
- ●一人暮らしのためのアパートを借りる など

一方で、未成年者取消しはできなくなります。 様々な勧誘のターゲットになる危険性があります。



# 18歳(新成人)になったら…

こんな

だったのに、

回だけのつもり





友人、先輩、SNSで知り合った人から 「人を紹介するともうかる」などと 誘われても、きっぱり断ろう!

「お試し500円」などのネット広告では 買う前に"定期購入が条件になっていないか" 契約内容をよく確認!

請求書

5回目內限 F1000,F

0

定期購*)* 



体験だけのつもりで行って 高額な契約を勧められても、その場では契約せず 本当に必要かどうかよく考えよう!

### 情報商材



アドバイス

「1日10万円稼げる」「誰でも簡単」など 高収入を得られるという 情報商材\*の広告には注意!

\*投資などでお金をもうける方法として売られている情報

困った時は、 消費者ホットライン

☆188にご相談を! 最寄りの相談窓口に 電話がつながります

兵庫県立消費生活総合センター

TEL:078-302-4001 FAX:078-954-5640

URL:https://www.seiken.server-shared.com/

消費生活相談番号:078-303-0999 または 188(局番なし)

編集・発行: 独立行政法人国民生活センター広報部(法人番号4021005002918)

〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22

2021年1月発行

デザイン:株式会社ファーブル イラスト:川崎敏郎 作成協力:公益社団法人 全国消費生活相談員協会